

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|---|---|
| <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和5年3月6日経企第3984号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和5年3月6日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第3740号 (令和5年2月17日) の附則第3項中「令和5年3月5日」を「令和5年5月31日」に改めます。</p> | <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> |